

## 流山市路上喫煙及びポイ捨て条例の一部を改正する条例（案） の解説

（表題）

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例

【運用・解釈】

- ・ 条例の一部改正に伴い、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりの推進を図り、清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とするため、「流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例」から「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に改称するものである。

（目的）

第 1 条 この条例は、市、事業者、市民等及び土地所有者等が一体となって路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりの推進を図り、もって清潔で、安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

【運用・解釈】

- ・ 近年、道路等に犬のふんを放置したまま散歩をさせる飼い主が増加しており、清潔な生活環境を損なうのみならず不快を感じる市民からの苦情が多く寄せられていることから、飼い犬のふんの放置を禁止し、従前の路上喫煙の禁止及び空き缶等のポイ捨て禁止によって歩行者等の安全の確保ときれいなまちづくりの推進を図り、これらの相乗的な効果により清潔で安全かつ快適な生活環境の確保を図るものである。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （ 1 ）路上喫煙 道路（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号第 2 条第 1 号に規定する道路をいう。）において、喫煙（点火されたたばこを保持することを含む。以下同じ。）することをいう。

- ( 2 ) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、投棄されることによりごみの散乱の原因となるものをいう。
- ( 3 ) ポイ捨て 空き缶等を定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。
- ( 4 ) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- ( 5 ) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- ( 6 ) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- ( 7 ) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- ( 8 ) 公共の場所等 道路、広場、河川、その他公共の用に供する場所及び他人の土地、工作物その他の物件をいう。

#### 【運用・解釈】

- ・路上喫煙の定義を分かりやすく整理し、また「飼い犬のふんの放置」を規制の対象としたことから、( 7 ) 及び ( 8 ) として用語の定義を追加した。

#### ( 1 ) 路上喫煙

従前の条文では、路上喫煙の対象外行為も規定されており、定義が分かりづらかったことから、対象外行為を削除し、路上喫煙の用語の定義のみに整理したものである。

#### ( 7 ) 飼い主

飼い主の定義を動物の所有又は占有者とすることにより、所有者の家族はもとより知人に依頼し散歩、運動等を行った場合及び動物を一時的に管理し当該行為を行った者も飼い主として定義した。

#### ( 8 ) 公共の場所等

ふん尿の被害の恐れがある道路、広場、河川その他公共の用に供する場所及び他人の土地、工作物（ブロック塀、フェンス等）、その他の物件（ポール、自転車等）を、公共の場所等と定義した。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置の防止に関する施策(以下「施策」という。)を策定し、実施するものとする。

【運用・解釈】

- ・市は、犬だけではなく、飼育動物(特に猫の被害が多い。)すべてを考慮し、「動物の飼い主による動物のふん尿の放置」の防止に関する施策も策定し、実施することを定めたものである。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、自らが所有し、又は占有する動物のふん尿により公共の場所等を汚した時は、直ちに悪臭の防止等衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 犬の飼い主は、自らが所有し、又は占有する犬(以下「飼い犬」という。)を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬を綱又は鎖でつなぎ、自らが制御できるようにすること。

(2) 飼い犬のふんを収納するための用具を携行し、飼い犬がふんをした時は当該用具に入れて持ち帰り、適切に処理すること。

【運用・解釈】

第1項

- ・飼育動物全般の飼い主に対し、公共の場所等を汚した場合は、必要な措置として、ふんは直ちに持ち帰ること、排尿は、水入りのペットボトル等を携行し、直ちに量に応じて適宜水で洗い流すことを義務付けた。

第2項

- ・犬の飼い主が自宅以外の屋外で散歩する場合の遵守事項を設けた。

(1) 散歩中の咬傷事件等を防ぐため、飼い犬を綱又は鎖つなぎ、自らが制御できるようにすること。

(2) 飼い犬のふんの放置を防止するため、ふんを収納する用

具を携行し、飼い犬がふんをしたときは、ふんを持ち帰ること。

( 路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止 )

第 8 条 何人も、次に掲げる路上喫煙をしてはならない。

( 1 ) 次条第 1 項の路上喫煙防止重点区域内における路上喫煙(同法第 5 項に規定する指定喫煙所における喫煙及び道路交通法第 2 条第 1 項第 9 号の自動車(同法第 3 条の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。以下同じ。)内の喫煙を除く。)

( 2 ) 次条第 1 項の路上喫煙防止重点区域外における歩行中の路上喫煙

( 3 ) 次条第 1 項の路上喫煙防止重点区域外における道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号の原動機付自転車、同項第 11 号の軽車両並びに同法第 3 条の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車の走行中の路上喫煙

( 4 ) 第 2 号及び前号に掲げるもののほか、次条第 1 項の路上喫煙防止重点区域外における携帯用の灰皿等を使用しない路上喫煙

2 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

3 犬の飼い主は、公共の場所等に飼い犬のふんを放置してはならない。

#### 【運用・解釈】

従前の第 7 条を第 8 条とし、従前どおり重点区域内における路上喫煙は、禁止するとともに、重点区域外の路上喫煙の禁止行為を詳細に規定したものである。

#### 第 1 項第 1 号

・重点区域内においては、必要に応じて設けた指定喫煙所における喫煙及び大型、普通自動二輪車等のバイク等以外の自動車における喫煙を除き、路上喫煙を禁止するものである。

#### 第 1 項第 2 号

・重点区域外での歩行しながらの路上喫煙は、禁止行為としたものである。

### 第 1 項 第 3 号

- ・重点区域外での原動機付きバイク、軽車両、大型・普通自動二輪車、小型特殊自動車を走行しながらの路上喫煙は、禁止行為としたものである。

### 第 1 項 第 4 号

- ・重点区域外において、立ち止まって、あるいはベンチ等に腰かけての路上喫煙などには、必ず携帯用の灰皿等を使用しなければならない。単に立ち止まって、あるいはベンチ等に腰かけての路上喫煙は、禁止行為としたものである。

### 第 3 項

- ・従前の「路上喫煙及びポイ捨て」に新たに「飼い犬のふんの放置」を禁止行為に追加したものである。

#### (重点区域の指定)

第 9 条 市長は、路上喫煙が歩行者等の身体及び財産に対し、特に危険を及ぼすと認める区域を路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、流山市附属機関に関する条例(昭和46年流山市条例第6号)に規定する流山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前2項の規定は、重点区域の変更又はその指定の解除について準用する。

5 市長は、第1項の規定により重点区域を指定するときは、必要に応じて当該区域内に指定喫煙所を設けることができる。

#### 【運用・解釈】

- ・従前の第8条を第9条とし、第1項において、従前に規定していたポイ捨て行為については、まち全体をきれいにし、清潔な生活環境を確保する必要があることから、「重点区域」に限定せず、市内全域で禁止することとした。このため、「重点区域」は、他の歩行者等の受動喫煙または火傷、衣類等を焦がすなど人的

物的に危険性が高い路上喫煙のみを、重点区域の指定要件とするものである。

( 指導及び勧告 )

第 10 条 市長は、第 8 条の規定に違反した者に対し、是正に必要な指導又は勧告をすることができる。

【 運用・解釈 】

従前の第 9 条を第 10 条とした。

( 委任 )

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【 運用・解釈 】

従前の第 10 条を第 11 条とした。

( 過料 )

第 12 条 重点区域において第 8 条第 1 項の規定に違反した者で、第 10 条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000 円以下の過料に処する。

2 市内全域において第 8 条第 2 項又は第 3 項の規定に違反した者で、第 10 条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000 円以下の過料に処する。

【 運用・解釈 】

従前の第 11 条を第 12 条とし、過料の対象等について規定するものであり、路上喫煙については、従前どおり「重点区域」内の行為とした。

また、飼い犬のふんの放置行為については市内全域を過料の対象とするとともに、同様の行為であるポイ捨てについても、市内全域での行為を過料対象として規制の強化を図るものである。